

固定資産台帳に関する補足説明

1. 土地・建物・工作物・インフラ資産等
三重県が所有する資産のうち、一般会計分を掲載しています。特別会計（企業会計等）の資産は掲載していません。
2. 物品
三重県が所有する物品（会計規則第98条第1号から第6号まで）のうち、100万円（美術品は300万円）以上の物品を掲載しています。
3. 売却可能な資産
土地・建物・物品に関する売却可能な資産は下記ページでご案内しています。
公有財産売却
<http://www.pref.mie.lg.jp/common/07/ci500002972.htm>
今後、売却等の処分を予定している物件情報のご案内
http://www.pref.mie.lg.jp/KANZAI/HP/85635018846_00002.htm
4. 掲載していない資産
三重県情報公開条例第7条各号に該当する非開示情報が含まれる資産は掲載していません。
また、除却・売却等により異動後簿価が0円である資産も掲載していません。
5. 各資産に関するお問い合わせ先
それぞれの所属へお問い合わせください。